

令和2年3月17日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会
会長 松山 正春
(公印省略)

「首都高速道路における料金上乘せ施策に係る周知について」(周知依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記について、岡山県保健福祉部長寿社会課より令和2年3月17日付 事務連絡文書にて当協議会宛に周知依頼がありました。

詳細は以下の添付書類をご確認の上、お取り計らいの程よろしく願いいたします。

<添付資料>

- ・42) 周知依頼「首都高速道路における料金上乘せ施策に係る周知について」(周知依頼)
(本書)
- ・42) 厚生労働省老健局総務課から(zip ファイル)

<岡山県介護保険関連団体協議会 事務局>

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館
(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

事 務 連 絡
令和2年3月17日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

首都高速道路における料金上乘せ施策に係る周知について

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、厚生労働省老健局総務課から周知依頼がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴会加盟団体に対して周知いただくなど、御協力をお願いします。

<参考：厚生労働省老健局総務課から>

東京都より、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の首都高速道路の料金施策について、周知依頼がまいりました。

東京2020大会における首都高速道路の料金は、夜間半額割引を導入するとともに、料金上乘せ額が1000円と設定されていますが、ETC搭載車のうち、障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両 及び社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両については、令和2年5月22日（金）までに事前申請を行うことで料金上乘せの対象外となっております。

（第2期の申請期間は7月31日までを予定しております。）

<中略>

【資料】

- 資料1 東京2020大会における首都高速道路の料金施策について
- 資料2 「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し料金上乘せにならないための手続きのご案内
- 資料3 東京2020大会期間中の首都高における料金上乘せ対象外申請書

本資料に関する問い合わせは東京都へご確認ください。

【お問い合わせ先（東京都）】

電話03-5388-3390（平日9時から17時まで）

FAX 03-5388-1354（耳の不自由な方のFAX通信）

※お問い合わせ先は4月1日から変更となります。詳細は別添資料2をご覧ください。

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

首都高速道路の料金施策は、交通輸送技術検討会による3点の意見「①首都高速道路の流動を確保する効果、②TSMなど交通規制を行う強度と影響、③一般道での交通渋滞の発生などの影響」を受け、料金の経済的負担の度合いの観点などを考慮した上で、夜間半額割引を導入するとともに、料金上乘せ額を1000円と設定しました。

	夜間割引		料金上乘せ	
	ETC搭載車	現金車	ETC搭載車	現金車
対象範囲	首都高全線	なし	首都高 都内区間	首都高全線（一部、下り線除く）
料金パターン	5割引 0時～4時		1,000円上乘せ 6時～22時	
対象車種	全車種		マイカー等	普通車以下の全て
	<p>The diagram illustrates the classification of vehicles into categories [A] through [E]. For ETC vehicles, categories [A] (Medium/Large/Special) are excluded, while [B] (Commercial/Small Goods/Taxi) and [C] (Private/Small Goods) are eligible. For cash vehicles, categories [A], [B], and [C] are excluded, while [D] (Disabled) and [E] (Private/Company/Passenger) are eligible. A bracket indicates that vehicles from [A] to [E] are classified as '普通車以下' (General vehicles and below), while [A] and [B] are '中型車以上' (Medium vehicles and above).</p>			
	<p>※ ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保有者が運転または同乗する車両（事前登録車両） ・社会福祉事業の用にもっぱら供する車両（事前登録車両） 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の事業者が保有し、施設等の利用者が乗車する車両 ・道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車等の通行料金を徴収しない車両、大会関係車両</p>			
適用期間	オリンピック大会：7/20～8/10、パラリンピック大会：8/25～9/6			

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

車種区分イメージ（ETC搭載車で料金上乘せの対象外となる車種）

【A】首都高の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」

<p>中型車</p>  <p>例) 普通貨物自動車(車両総重量8t未満かつ最大積載量5t未満で3車軸以下) など</p>	<p>大型車</p>  <p>例) 普通貨物自動車(車両総重量8t以上で3車軸以下)、路線バス(乗車定員30人以上) など</p>	<p>特大車</p>  <p>例) 普通貨物自動車(4車軸以上で大型車以外)、バス(定員30人以上※路線バス除く) など</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【B】一般に、ナンバープレートが「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両

<p>普通車</p> 	<p>軽自動車</p> 	<p>二輪</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

ナンバープレート例)

	
--------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

※分類番号は問いません

のうち

【C】一般に、ナンバープレートが「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の車両のうち、分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両

<p>普通車</p> 	<p>軽自動車</p> 	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

ナンバープレート例)

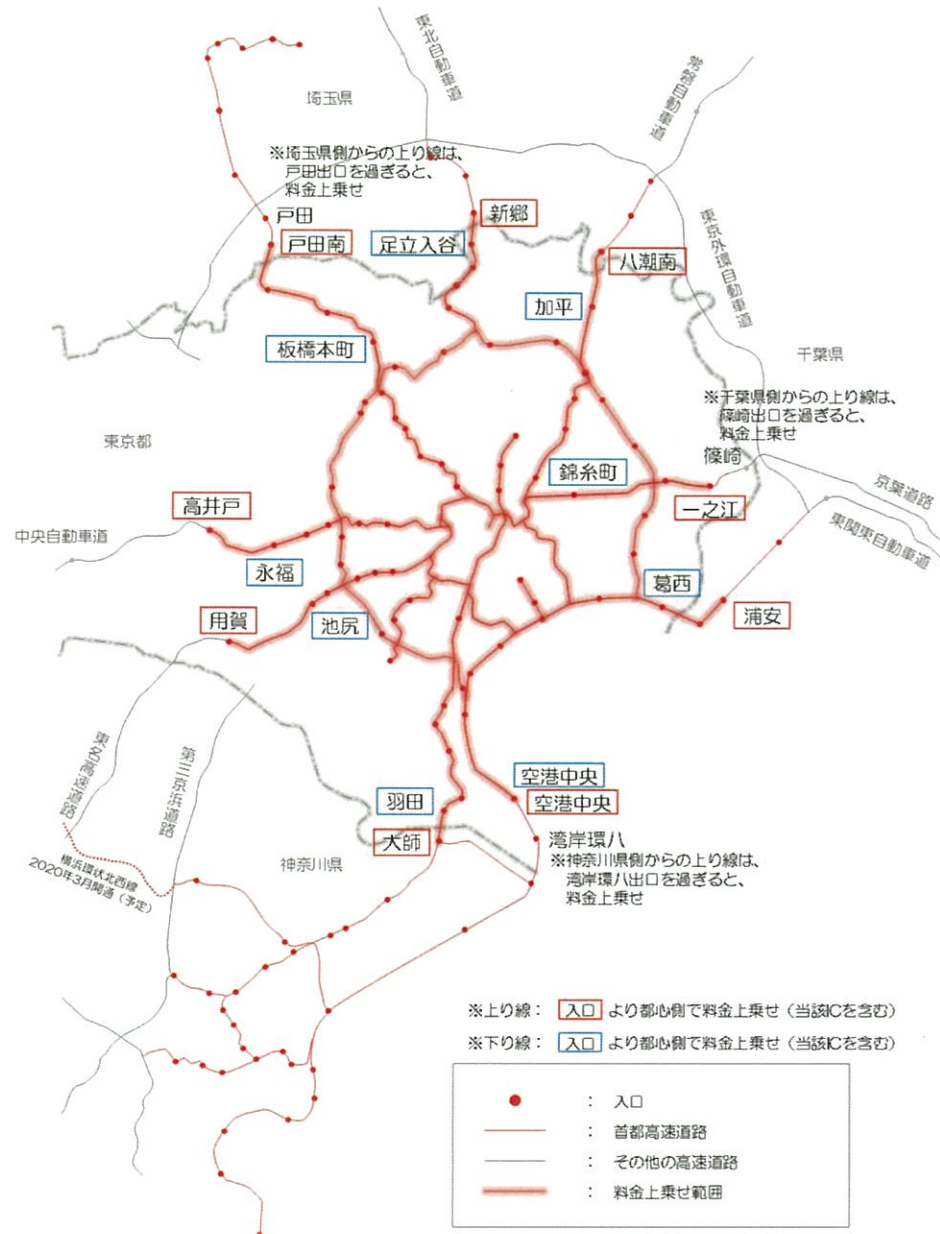
	
---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

分類番号 : 「4**」または「6**」または「8**」

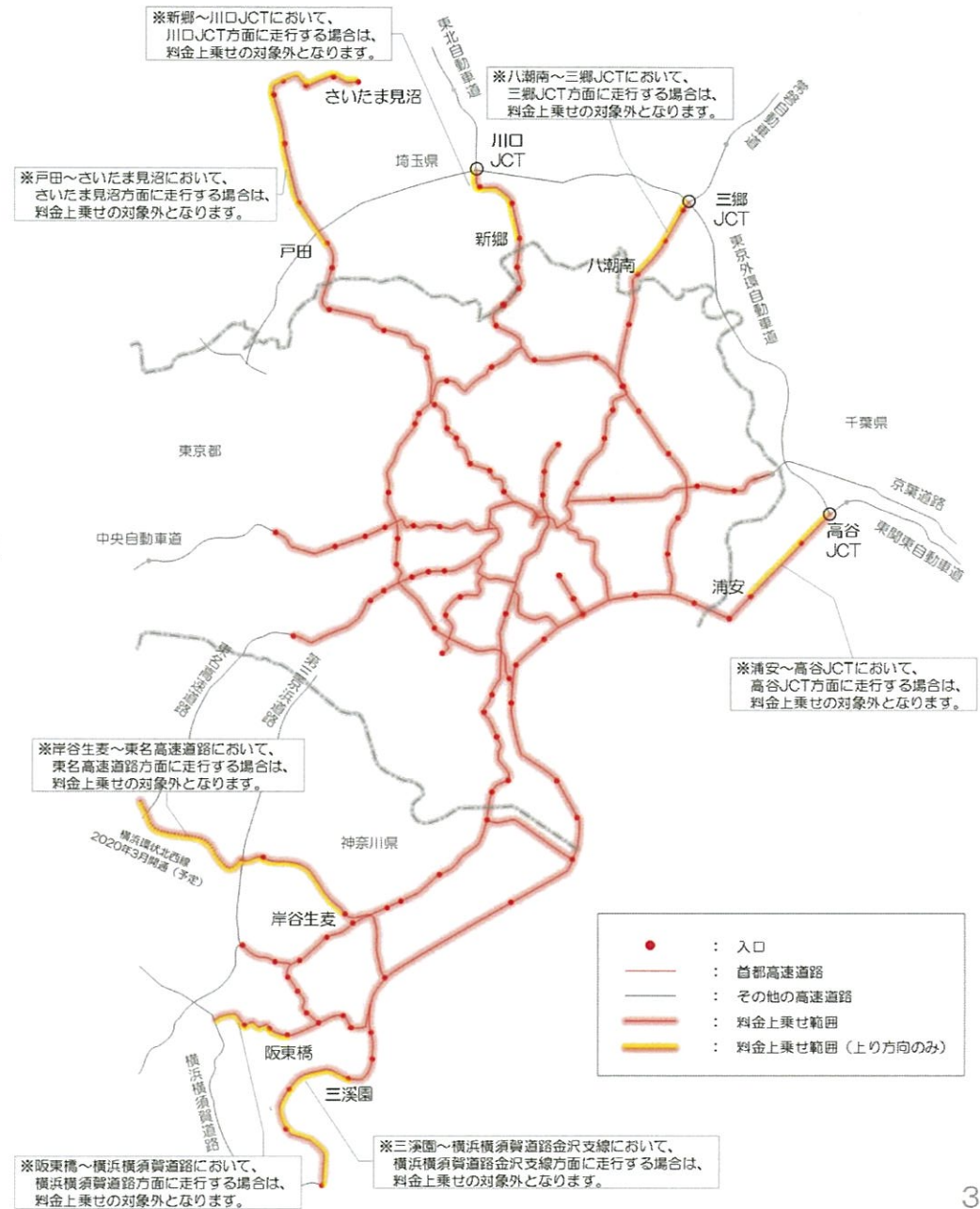
のうち

東京2020大会における首都高速道路の料金施策について

□ 料金上乘せの範囲（ETC搭載車両）



□ 料金上乘せの範囲（現金車両（ETC非搭載車両））





「東京2020大会期間中の首都高速道路における料金上乘せ」の実施に際し 料金上乘せにならないための手続きのご案内 (障がい者・福祉関係車両)

下記の車両は**事前申請**すると**料金上乘せの対象外**となります

ETC搭載車限定

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

対象となる障がい者手帳：①身体障害者手帳 ②療育手帳（愛の手帳） ③精神障害者保健福祉手帳

- 本人が運転または同乗するものに限る（1人につき1台まで申請可能）。 ■ 障がいの種別・程度は不問

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- 施設等の利用者が同乗するものに限る。

ご確認ください。以下の場合は「**申請不要**」で料金上乘せの対象外となります。

「有料道路における障がい者割引制度」の適用を受ける方 ※「障がい者割引」

※障がい者割引制度の適用を受ける方は、ETC車・現金車どちらも料金上乘せ対象外

について詳しくはHPへ



一般に、ナンバープレート色が
「白地に緑文字」または「黄色地に黒文字」の自家用車両のうち、
分類番号が「4**」または「6**」または「8**」の車両



一般に、ナンバープレート色が
「緑地に白文字」または「黒地に黄色文字」の事業用車両



首都高速道路の5車種区分における「中型車」「大型車」「特大車」

申請時期により「料金上乘せ対象外となる期間」が異なります。早めの申請をお願いします。

申請期間

2020. 5.22 消印有効 ▶

料金上乘せの対象外となる期間



申請期間（第2期）2020.7.1～7.31（予定）▶

※パラリンピック開催期間中のみが対象となります。
なお、上記申請期間は、現時点での予定です。決まり次第、改めてお知らせいたします。
オリンピック開催期間から料金上乘せの対象外とするため
には、**5月22日までに申請が必要**です。

第2期受付分の料金上乘せの対象外となる期間



申請からご利用までの流れ

① 申請手続



申請書類を「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」宛てに郵送

- ※ 封筒および切手は各自でご準備ください。
- ※ 申請書は福祉窓口等で配布するほか、東京都HPからダウンロードもできます。

② 登録内容の確認



東京都から申請者に送付される「登録結果通知書」で登録内容を確認

- ※ 書類審査および首都高速道路株式会社においてシステム登録が完了した後、申請書に記載の住所宛てに送付します。

③ 料金所での通行方法



登録した「自動車+車載器+ETCカードの組合せ」でETCレーンを通行すると、料金上乗せされません。

- ※ 出口通過時には上乗せ後の料金が案内されますが、上乗せされない料金で請求されます。

申請書類

必要書類 (A・B共通で必要なもの)

- ① 申請書 (様式)
- ② 自動車検査証または軽自動車届出済証
- ③ ETC車載器管理番号が確認できるもの ※ ETC車載器セットアップ申込書・証明書など

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両

- ④ 障がい者手帳 ※ 住所、氏名、手帳番号および発行者が分かる部分全て
- ⑤ ETCカード (本人名義) ※ 未成年の方等で、本人以外の運転により料金上乗せの対象外とする場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両

- ④ 第一種社会福祉事業の場合：事業許可証
第二種社会福祉事業の場合：事業届出書一式 (定款その他の基本約款を含む。)
- ⑤ ETCカード ※ 申請する車両のETC車載器に入れて利用するETCカード

【送付先】 〒163-8001 東京都 都市整備局 都市基盤部内
「2020料金上乗せ 対象外申請窓口」行

【申請期間】 令和2年5月22日 (金) まで 消印有効

- ※ 第2期の申請期間は令和2年7月1日 (水) から7月31日 (金) までを予定
- ※ 申請時期により「料金上乗せ対象外となる期間」が異なります。

【問合せ先】 電話 03-5388-3390 (平日9時から17時まで)
FAX 03-5388-1354 (耳の不自由な方のFAX通信)

注) 問合せ先は令和2年4月1日から変更となります。新番号は別途お知らせします。



東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乘せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

申請年月日	2020 年 月 日		
ふりがな			
申請者氏名	生年月日 (西暦)		年 月 日
住所 (登録結果通知書送付先)	〒		
日中連絡を取ることができる連絡先	電話 ()	FAX ()	
自動車登録番号 又は車両番号	【記載例：品川〇〇〇あ〇〇-〇〇】		
ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)		
	番号 (左詰：14～19桁)		
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	- -	

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合		
手帳番号	①身体障害者手帳/②療育手帳/③精神障がい者保健福祉手帳 ←該当するものに○	発行者
B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合		
施設の名称 (経営者の名称)		

【記入上の注意】

- 「東京都からお知らせ」の内容を十分ご確認の上、記載例を参考にご記入ください。
- 名義・番号はETCカードのとおり記入してください。
- 番号は、ハイフンやスペースは含めず、左詰めで記入してください。
- 管理番号は「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」のとおり記入してください。

【個人情報の取扱いについて】

- 東京都は、収集した個人情報のうち首都高速道路株式会社において料金上乘せ対象外とするために必要な情報のみ、首都高速道路株式会社へ提供を行うこととします。

【通行上の注意】

- 料金上乘せが除外される通行は「登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行した場合」に限ります。
本登録と異なるETCカード又はETC車載器でご利用された場合は、料金上乘せ除外は適用されませんのでご注意ください。
- ETC無線通行時に通信エラーなどにより、料金所で開閉バーが開かなかった場合は、料金所係員が対応しますので、料金所係員にETCカードを手渡し「ETC無線通行」である旨をお伝えいただき、返却後のETCカードを確実に車載器に挿入し出口を無線通行してください。
- 登録された障がい者若しくは施設の方が他人に本除外措置を受けさせた場合又は虚偽の申請があった場合は本除外登録を抹消します。また、障がい者ご本人又は施設以外の方が本除外措置を受けた場合は、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金の他に不法に免れた額の2倍の額を割増金としてお支払いいただきます。

※以下の場合は、【手続不要】で料金上乘せの除外となります。

- 『有料道路における障害者割引制度』の適用を受ける方
- 「8ナンバー（特種用途車両）」、「4又は6ナンバー（小型貨物自動車）」の車両
- 「事業用ナンバー ※一般に「緑地に白文字」又は「黒地に黄色文字」の車両
- 首都高の5車種区分における「中型車」、「大型車」、「特大車」

申請書の記入方法について（記載例）

東京 2020 大会期間中の首都高における料金上乗せ対象外申請書

太枠内のみご記入ください（枠からはみ出さないよう丁寧に記入してください）。

※記載上の留意事項は以下をご確認ください。

申請年月日		2020年 ○月 ○日																						
ふりがな		とうきょう たろう																						
申請者氏名		東京 太郎	生年月日 (西暦) ○○○○年○月○日																					
住所 (登録結果通知書送付先)		〒○○○-○○○○ 東京都○○区○○ ○丁目○番○号																						
日中連絡をとることができる連絡先		電話 ○○ (○○○○) ○○○○	FAX ○○ (○○○○) ○○○○																					
自動車登録番号 又は車両番号		品川500 は ○○-○○ 【記載例：品川○○○あ○○-○○】																						
ETC カード	名義 (カナ又はローマ字)	トウキョウタロウ (TARO TOKYO)																						
	番号 (左詰：14～19桁)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> <small>※記載別は、カード番号15桁の場合</small>		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7						
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7										
ETC 車載器	管理番号 (5桁-8桁-6桁)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>-</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td> </tr> </table>		1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	-	1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	2	3	4	5	6				

以下は、A) 又はB) のいずれか該当するものを記入

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合			
手帳番号	①身体障害者手帳/②療育手帳/③精神障がい者保健福祉手帳 ←該当するものに○ 東京-○○○○○○○○○	発行者	東京都
B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合			
施設の名称 (経営者の名称)	○○○○○○○○○		

A) 障がい者手帳の交付を受けている方が運転または同乗する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・障がい者ご本人の氏名・住所・生年月日をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・「有料道路における障がい者割引制度」の適用を既に受ける方は手続不要です。
・ETCカードは障がい者ご本人名義のものに限ります。
ただし、未成年の障がい者の方等で、本人以外の運転により適用除外を受ける場合は親権者又は後見人名義等のETCカードも対象となります。
- 〔③の留意事項〕・手帳番号欄に、申請者が交付を受けている障がい者手帳に記載のとおりご記入ください。

B) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する車両の場合

- 〔①の留意事項〕・住所は、施設又は主たる事業所の所在地をご記入ください。
- 〔②の留意事項〕・複数台の登録を行う場合は、台数分の申請書類（申請書+②を証明する書類）が必要です。
なお、1枚の申請書に記載された「ETCカードとETC車載器の組合せ」で無線通行した場合のみ、料金上乗せの除外が適用されます。
- 〔③の留意事項〕・添付する証明書類に記載の通りご記入ください。
なお、複数台の登録を行う場合も、③を証明する書類は1部の提出で構いません。

※封筒に貼り付けて、
宛先としてご利用いただけます ⇒

✂ 切り取り線

〒163-8001

東京都 都市整備局 都市基盤部内

「2020 料金上乗せ 対象外申請窓口」行